

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農業経営課

| | | | | |
|------|--|----------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 法令名 | 農業経営基盤強化促進法 | 法令番号 | 昭和 55 年法律第 65 号 | |
| 手続名 | 農業経営改善計画の認定の取消し | 根拠条項 | 第 13 条第 2 項 | |
| 処分基準 | <p>○農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）</p> <p>第十三条</p> <p>2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第五項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第四項に規定する者（第十四条の二において「関連事業者等」という。）が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>（参考）</p> <p>第十二条</p> <p>5 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> | | | |
| | 対応区分 | <p>① 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p> | <p>処理機関</p> <p>農業経営課</p> | <p>交付機関</p> <p>農業経営課</p> |